

改正

令和7年3月31日要綱基準等第20号

令和8年3月●日要綱基準等第●号

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、2050年二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティまくべつ」宣言の達成に向けて次条第1号に規定する北海道住まいのゼロカーボン化推進事業を活用し、町民等に対しゼロカーボンの推進を総合的に支援する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住まいのゼロカーボン化推進事業 北海道が定める住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱（令和5年7月19日施行）第4条に規定する補助の条件に基づき実施する事業をいう。
- (2) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。ただし、戸建住宅（賃貸住宅（公共を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に限る。
- (3) 性能向上リフォーム 既存住宅の改修工事のうち、別表第1に規定する省エネルギー性能の向上を伴う工事及び設備導入をいう。
- (4) 太陽光発電システム 既存住宅に別表第2に規定する太陽光発電、定置用蓄電池を導入することをいう。
- (5) 北方型住宅ZER0 北海道が定める北方型住宅基準（令和5年5月31日付け建指第467号）第4(4)及び第5に適合する住宅で、別表第3に規定する要件の住宅をいう。
- (6) 住宅取得者 前号に掲げる住宅を自ら居住することを目的に新たに発注又は購入する者並びに自らが居住する住宅で第3号及び第4号に係る工事を工事施工業者等に発注する者をいう。
- (7) 「ZEH」補助 経済産業省及び環境省で実施しているZEH支援事業におけるZEH+（注文・建売・TPO）実証事業及び次世代HEMS実証事業による補助金をいう。
- (8) 行政ポイント 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）に規定する行政ポイントをいう。

（補助金交付対象者等）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者（第10条に規定する実績報告書を提出する年度の末日までに本町に転入する者を含む。）
 - (2) 本町又は現に住所を有する市町村が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）
 - (3) 幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- 2 補助金の交付は、別表第4に規定する対象設備等ごとに、同一世帯につき1回限りとする。
- 3 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）設置承諾書（様式第1号）又はこれに準ずる書類により賃貸住宅の所有者の承諾を受けた者は、別表第1の機器種別のうち暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコンを設置する場合において、戸建住宅のほか、当該賃貸住宅に設置する場合も性能向上リフォームとして補助金の交付対象者としてすることができる。

（補助の条件）

第4条 本事業の対象は、次の要件及び別表第4に規定する補助条件に該当することを条件とする。

- (1) 補助金の交付対象事業は、令和6年7月10日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものとする。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に、法令違反がないこと。
- (3) 住宅取得者は、北海道及び幕別町が既存住宅の性能向上リフォーム、太陽光発電システム及び

北方型住宅Z E R Oの導入促進を図ることを目的に、住宅の写真及び工事内容を広報紙やホームページに必要な範囲で利用することを許諾すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別表第4の規定により算出した額とし、1円につき1ポイントに換算し、行政ポイントとして交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 別表第4省エネの区分に定める対象設備等を複数申請する場合においては、同一年における同一申請者への当該対象設備等に係る補助金の額は、当該省エネの区分に係る当該対象設備等に掲げる補助金の額を合計して50万円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 申請者は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)交付申請書(様式第2号)に別表第5に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金交付の申請期限は、当該年度の2月10日までとする。ただし、申請期限が幕別町の休日定める条例(平成2年条例第37号)第1条第1項に定める町の休日の場合は、翌開庁日とする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、第1項の申請を受け付けることによって補助金の交付予定額が予算の範囲を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請書を受け付けないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定を受けた内容の変更)

第8条 交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)変更等承認申請書(様式第4号。次条において「変更等承認申請書」という。)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額を変更するとき。

(2) 補助金の内容を変更するとき。

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、交付決定を受けた事業が第10条に規定する実績報告の期限までに完了の見込みが立たない場合は、あらかじめ、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)繰越承認申請書(様式第5号。次条において「繰越承認申請書」という。)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 町長は、前条の規定による変更等承認申請書及び繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)変更等承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、設備等の施工完了から30日を経過する日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)実績報告書(様式第7号。次条において「実績報告書」という。)に別表第6に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)交付額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知する。

(補助金の支払)

第12条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助金を行政ポイントとし

て交付するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 この要綱に基づく補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、減価消却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間、取得財産等を町長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をしてはならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号いずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 町長は、第1項及び前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、現金でその返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、現金でその返還を命ずるものとする。

(手続の代行)

第16条 別表第1、別表第2及び別表第3に規定する設備等を設置又は施工する事業者（以下「手続代行者」という。）は、申請者に代わって第6条、第8条及び第10条に規定する手続を行うことができる。

2 前条の手続を手続代行者に委任しようとする申請者は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）申請等に関する委任状（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の手続代行者が偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。

4 町長は、前項の調査の結果不正行為があったと判断した場合は、第1項の申請を取り消すことができるものとする。

(状況調査)

第17条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった対象設備等の設置状況等の調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

(幕別町行政ポイント付与事業実施要綱の一部改正)

2 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

住まいのゼロカーボン化推進事業	450,000ポイント
-----------------	-------------

附 則（令和7年3月31日要綱基準等第20号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業) 交付要綱の規定は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)以降に交付申請したものについて適用し、施行日前に交付申請したものについては、なお従前の例による。
(幕別町行政ポイント付与事業実施要綱の一部改正)
- 3 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱(令和5年要綱基準等第47号)の一部を次のように改正する。
別表住まいのゼロカーボン推進事業の項中「450,000ポイント」を「500,000ポイント」に改める。
附 則(令和8年3月●日要綱基準等第●号)
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
別表第1(第2条、第3条、第4条、第16条関係)
(性能向上リフォーム)

区分・種別		対象となる工事・設備の要件及び補助対象経費等
省エネ改修	開口部	窓及び玄関ドアの断熱性能を高める工事 (1) 窓：熱貫流率が2.3以下となる窓の断熱改修であること。 (2) 玄関ドア：熱貫流率が2.3以下となる玄関ドアの断熱改修であること。
	躯体	外壁全体の断熱性能を高める工事 (1) 別で定める基準を満たす断熱改修であること。
		屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事 (1) 別で定める基準を満たす断熱改修であること。
		床全体の断熱性能を高める工事 (1) 別で定める基準を満たす断熱改修であること。
高効率設備の導入(未使用品に限る。)	高断熱浴槽	J I S A 5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
	電気ヒートポンプ	(1) J I S C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。 (2) 別で定める計算シートにより、二酸化炭素の削減が図られること。
	潜熱回収型ガス給湯暖房機	(1) 給湯暖房機にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能機、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。 (2) 別で定める計算シートにより、二酸化炭素の削減が図られること。
	潜熱回収型石油式給湯暖房機	(1) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、モード熱効率が74.6%以上であること。暖房専用ボイラーにあつては、潜熱回収型であること。 (2) 別で定める計算シートにより、二酸化炭素の削減が図られること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機	(1) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(J G K A S A 705)が102%以上であること。 (2) 別で定める計算シートにより、二酸化炭素の削減が図られること。
	コージェネレーション設備	ガスエンジン給湯器 (1) ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電

		<p>ユニットのJ I S基準（J I S B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（L H V基準）で80%以上であること。</p> <p>(2) 別で定める計算シートにより、二酸化炭素の削減が図られること。</p>
	HEMS	<p>ホームエネルギーマネジメントシステムについては、次の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>(2) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に不可欠な機器であること。</p> <p>(3) 補助対象経費 設備本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置）、計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能分電盤等）、ソフトウェア及び据付工事、配線等</p>
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	<p>(1) 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン又は換気機能を有するエアコン</p> <p>① 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等</p> <p>② 国等の認可等を受けた試験機関等</p> <p>③ 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等</p> <p>(2) 統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上のもの ※ 統一省エネラベルは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する省エネ性能の向上を促すための目標基準値（トップランナー基準）をどの程度達成しているかを表示するラベルをいう。</p> <p>(3) 別で定める計算シートにより、二酸化炭素の削減が図られること。（新規設置の場合を除く。）</p>
	節水型トイレ	J I S A 5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5L以下）
その他		町長と協議し、認められたもの
共通補助対象経費		<p>【省エネ改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ※保証料、運搬費及び改修前の建築材料等の撤去に係る経費（撤去した建築材料等の処理費を含む。）並びに開口部の新設に係る経費は、補助対象外。 ※他補助金又は助成金等を併用する場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額とする。 <p>【高効率設備の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備本体（未使用品） ・ 設備本体に付属する機器 ・ 工事費（据付、配線、配管等） ※高断熱浴槽・節水型トイレの設置に伴い必要となる浴室又はトイレの床や壁等の改修工事費も含む。 ※保証料、運搬費及び既設設備等の撤去に係る経費（撤去した

	<p>設備等の処理費を含む。)は、補助対象外。 ※他補助金又は助成金等を併用する場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額とする。 ※1回の申請で同一設備を複数設置する場合、1つの設備分のみを補助対象とする。 【その他】 ・町長が認めた経費</p>
--	--

別表第2 (第2条、第16条関係)
 (太陽光発電システム)

補助対象設備	対象設備の要件及び補助対象経費等
太陽光発電	<p>(1) 対象設備の要件等 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽光電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。 カ 別で定める計算シートにより、二酸化炭素の削減が図られること。</p> <p>(2) 補助対象経費 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。 なお、他補助金又は助成金等を併用する場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額とする。</p>
定置用蓄電池	<p>(1) 対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 イ 蓄電容量が20kWh未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。 オ 別で定める計算シートにより、二酸化炭素の削減が図られること。</p> <p>(2) 補助対象経費 蓄電池部、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。)、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。 なお、他補助金又は助成金等を併用する場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額とする。</p>

別表第3 (第2条、第16条関係)
 (新築住宅)

住宅種別	対象住宅の要件
------	---------

北方型住宅 Z E R O	(1) 新築住宅であること。(土地購入費用は補助対象外とする。) (2) 「Z E H」補助が交付されていないこと。(予定を含む。)
---------------	---

別表第4 (第3条、第5条関係)
(補助金の額)

区分	対象設備等	補助条件等	補助率	補助上限額	
新築	北方型住宅 Z E R O	・「きた住まいるメンバー」の住宅事業者により建築するもの ・竣工後少なくとも2日以上、住宅を展示の用に供すること。	定額	450千円	
改修	再エネ	太陽光発電	・左記2機器を同時設置する場合に限る。 ・新規に設備を設置 ・省エネ区分の「HEMS」を同時設置することを条件とする。	10分の1	300千円
		定置用蓄電池			
		定置用蓄電池			
	省エネ	開口部の省エネ改修		5分の1	120千円
		躯体の省エネ改修		5分の1	500千円
		高断熱浴槽		5分の1	320千円
		電気ヒートポンプ		5分の1	160千円
		潜熱回収型ガス給湯暖房機		5分の1	160千円
		潜熱回収型石油式給湯暖房機	給湯機と暖房機を分離して設置も可。その際は、補助上限額を2分の1の額とする。	5分の1	240千円
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機		5分の1	200千円
		コージェネレーション設備	潜熱回収型ガス給湯暖房機との併用の場合	5分の1	360千円
		HEMS		定額	30千円
		暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	町内事業者から購入	5分の1	80千円
			町外事業者から購入	10分の1	40千円
節水型トイレ		5分の1	170千円		

別表第5 (第6条関係)
(交付申請関係書類等)

区分	対象設備等	提出書類
共通		(1) 幕別町に住所を有する者にあつては、住民基本台帳に関する調査及び町税等納入調査同意書(様式第11号) (2) 幕別町に住所を有しない者は、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (4) 性能向上リフォーム及び太陽光発電システムの導入において、他補助金又は助成金を併用する場合は、当該金額の確認できる書類 (5) 性能向上リフォーム及び太陽光発電システムの導入においては、導入する設備等の仕様がわかるカタログ等 (6) 「まくP a yカード」を所有している場合は、カード番号が記載されている面の写し ※セキュリティの観点から、QRコード及びP I N番号が見えないようにすること。 (7) その他町長が必要と認める書類 	
新築	北方型住宅Z E R O	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北方型住宅Z E R O施工を確認する書類の写し (2) きた住まいるメンバー登録を証する書類の写し (3) 建築する住宅の位置図、平面図、立面図 (4) 工事請負契約書及び工事費の内訳がわかる書類 (5) 建築予定地の写真 	
改修	再エネ	太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備の設置に係る図面 (2) 蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されることが確認できる書類 (3) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できる書類 (4) 太陽電池モジュールの保証期間が確認できる書類 (5) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの (6) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、別に定める計算シート
		定置用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> (1) 蓄電池の仕様及び諸元がわかるカタログ等 (2) 設置箇所の分かる写真又は図面 (3) 蓄電池システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料 (4) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、別に定める計算シート
	省エネ	開口部の省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> (1) 改修前の状況写真及び図面があれば施工方法がわかる図面 (2) 熱貫流率が2.3以下であることを証する書類等
		躯体の省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> (1) 改修前の状況写真及び図面があれば施工方法がわかる図面 (2) 別に定める基準を満たすことを証する書類等
		高断熱浴槽	<ul style="list-style-type: none"> (1) 従来使用していた浴槽の写真 (2) J I S A 5532 : 2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することを証する書類等
		電気ヒートポンプ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの）及び対象設備の設置箇所の写真（従来使用していた給湯器の設置場所から変更となる場合） (2) J I S C 9220 : 2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上の性能を有することを証するカタログ等 (3) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、別に定める計算シート
		潜熱回収型ガス給湯	<ul style="list-style-type: none"> (1) 従来使用していた給湯暖房機の写真（機器の全体写真、

	暖房機	<p>メーカー、型番がわかるもの) 及び対象設備の設置箇所の写真 (従来使用していた給湯暖房機の設置場所から変更となる場合)</p> <p>(2) 給湯暖房機にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること、給湯単能機、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であることを証するカタログ等</p> <p>(3) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、別に定める計算シート</p>
	潜熱回収型石油式給湯暖房機	<p>(1) 従来使用していた給湯暖房機の写真 (機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの) 及び対象設備の設置箇所の写真 (従来使用していた給湯暖房機の設置場所から変更となる場合)</p> <p>(2) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること、石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること、石油給湯機の貯湯式にあつては、モード熱効率が74.6%以上であること、暖房専用ボイラーにあつては、潜熱回収型であることを証するカタログ等</p> <p>(3) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、別に定める計算シート</p>
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機	<p>(1) 従来使用していた給湯暖房機の写真 (機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの) 及び対象設備の設置箇所の写真 (従来使用していた給湯暖房機の設置場所から変更となる場合)</p> <p>(2) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (J G K A S A 705) が102%以上であることを証するカタログ等</p> <p>(3) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、別に定める計算シート</p>
	コージェネレーション設備	<p>(1) 従来使用していた給湯暖房機の写真 (機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの) 及び対象設備の設置箇所の写真 (従来使用していた給湯暖房機の設置場所から変更となる場合)</p> <p>(2) 燃料電池発電ユニット ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの J I S 基準 (J I S B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (L H V 基準) で80%以上であることを証するカタログ等</p> <p>(3) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、別に定める計算シート</p>
	H E M S	<p>(1) H E M S に接続する機器等の内容がわかる書類</p> <p>(2) H E M S の仕様及び諸元や計測内容等がわかるカタログ等</p> <p>(3) 設置箇所の分かる写真又は図面</p>
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	<p>(1) 賃貸住宅に設置する場合は、所有者の設置承諾書 (様式第1号) 又はこれに準ずる書類</p> <p>(2) 設置予定場所の写真 (屋内、屋外、配管)</p> <p>(3) 従来使用していたエアコンのメーカー、型番がわかる写</p>

		真等（買替えの場合） (4) 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能付きエアコンであり、それを証するカタログ等 ①国等が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 (5) 統一省エネラベルの情報がわかるカタログ等 (6) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、別に定める計算シート（買替えの場合）
	節水型トイレ	(1) 従来使用していたトイレの写真 (2) J I S A 5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5L以下）であることを証するカタログ等
	その他	設置設備等の内容等がわかる書類等

別表第6（第10条関係）
（実績報告関係書類）

区分	対象設備等	提出書類	
	共通	(1) 対象となる工事の実施後・設備等の設置後の写真 (2) 対象となる工事の実施・設備等の設置に係る領収書の写し（別表第5区分共通の提出書類(3)で定める工事見積書等の金額と異なる場合は明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し (3) その他町長が必要と認める書類	
新築	北方型住宅ZERO	(1) 住宅ラベリングシート又は一般財団法人北海道建築指導センターが発行する住宅履歴保管書の写し (2) 完成住宅の写真 (3) 第4条第4号に規定する展示会の実施状況がわかる写真及び開催日を確認できる書類等	
改修	再エネ	太陽光発電	(1) 共通に同じ
		定置用蓄電池	(2) 対象となる設備等の型番がわかる写真
	省エネ	開口部の省エネ改修	(1) 共通に同じ
		躯体の省エネ改修	(1) 共通に同じ (2) 対象となる工事の実施状況（施工前・施工中・施工後）がわかる写真 (3) 使用確認書に記載の資材を使用していることがわかる写真等
		高断熱浴槽	(1) 共通に同じ
		電気ヒートポンプ	(2) 対象となる設備等の型番がわかる写真
		潜熱回収型ガス給湯暖房機	
		潜熱回収型石油式給湯暖房機	
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機			
コージェネレーション設備			

	HEMS	
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	
	節水型トイレ	
その他		(1) 共通に同じ

様式第1号（第3条、別表第5関係）

様式第1号（第3条、別表第5関係）

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）設置承諾書

年 月 日

申請者（住宅居住者）

様

次の賃貸住宅に、暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコンを設置することを承諾します。

設置する賃貸住宅の住所	
-------------	--

住 所

住宅所有者 氏 名

（住宅所有者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

住 所
氏 名

（申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

次のとおり関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請

単位：円（税込）

事業区分		事業費	補助対象経費	補助金申請額	設置箇所変更
新築	北方型住宅ZERO				-
	太陽光発電システム （新規設置）				-
	太陽光発電				
	定置用蓄電池				
改修 （再エネ）	太陽光発電システム （太陽光設備既設）				-
	定置用蓄電池				
改修 （省エネ）	開口部の省エネ改修				-
	躯体の省エネ改修				-
	高断熱浴槽				変更有・変更無
	電気ヒートポンプ				変更有・変更無
	潜熱回収型ガス給湯暖房機				変更有・変更無
	潜熱回収型石油式給湯暖房機				変更有・変更無
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機				変更有・変更無
	コージェネレーション設備				変更有・変更無
	HEMS				変更有・変更無
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン				変更有・変更無
	節水型トイレ				変更有・変更無
その他 （ ）				-	
合 計					

※設置箇所変更：対象設備が従来使用していた設備の設置箇所からの変更有無について、丸で囲んでください。「変更有」に丸を囲んだ場合は対象設備の設置箇所の写真を提出してください。

2 他補助金又は助成金等の併用予定（該当する方の□にチェックをつけてください。）

併用あり

（補助金・助成金等名称： _____ 交付予定額： _____ 円）

併用なし

※他補助金又は助成金を併用する場合、当該金額の確認できる書類を提出してください。

※北方型住宅ZER〇については、上記チェックは不要です。

3 住宅の所有形態（該当する方の□にチェックをつけてください。）

戸建住宅

二世帯住宅の該当有無

該当します 該当しません

賃貸住宅

※賃貸住宅は暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコンを設置する場合のみ補助金の対象となります。

※賃貸住宅の所有者の承諾を受けたことが確認できる書類として、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）設置承諾書（様式第1号）又はこれに準ずる書類を提出してください。

その他（ _____ ）

4 事業実施予定

着工（設置）予定年月日	年 月 日
完了（設置）予定年月日	年 月 日

5 「まくP a y」カードの有無（該当する方の□にチェックをつけてください。）

カードあり

行政ポイント付与対象「まくP a y」カード番号

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※カード番号は、カード表面（下段）に印字されている16桁の数字を記入してください。

※カード番号を確認できる書類として、カード番号が記載されている面の写し（QRコード及びP I N番号が見えないようにすること）を提出してください。

カードなし

新規の「まくP a y」カードを交付しますので、受領希望場所にチェックをつけてください。

幕別町役場防災環境課

忠類総合支所地域振興課

札内支所

6 確認事項（申請者が□にチェックをつけてください。）

私は、幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者ではありません。

私は、北海道及び幕別町が住宅の写真及び工事内容を広報紙やホームページに必要な範囲で利用することを許諾します。

私は、補助金の交付対象となった対象設備等について、町が必要に応じて設置状況等の調査を行うことに同意します。

私は、実績報告書を提出する年度の末日までに本町に転入します。（交付申請書の提出時に町外に住所を有する場合のみ、□にチェックをつけてください。）

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

幕別町長 印

年 月 日付けで申請のあった幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付内容

補助金交付決定額 金 _____円

なお、補助金は幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱第5条第1項の規定に基づき、行政ポイントで交付します。

2 行政ポイント

付与ポイント _____ポイント

（留意事項）

- 1 行政ポイントは、幕別町商工会が定める「まくP a y」加盟店以外では使用できません。
- 2 使用に当たっては、上記のほか幕別町商工会が定めるまくP a y利用約款の定めがありますのでご注意ください。
- 3 この補助金は、当該交付要綱の目的以外には使用できません。
- 4 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更等承認申請書により町長の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書を町長に提出してください。
- 6 町長は、補助対象事業者等が交付条件に違反したときは、補助金等の決定の取消し及び返還を命ずることができます。補助金の額の確定があった後においても同様とします。
- 7 この内容に対し不服のある補助事業者は、決定の通知を受けた日から10日以内に、書面をもって不服を申し出ることができます。
- 8 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱を遵守してください。

【交付決定内訳】

単位：円（税込）

住宅の所有形態		戸建住宅	賃貸住宅	その他	
申請区分		北方型住宅Z E R O	性能向上リフォーム	太陽光発電システム	その他 ()
事業区分		事業費	補助対象経費	補助金交付決定額	備考
新築	北方型住宅Z E R O				
	太陽光発電システム (新規設置)				
改修 (再エネ)	太陽光発電				
	定置用蓄電池				
	太陽光発電システム (太陽光設備既設)				
	定置用蓄電池				
改修 (省エネ)	開口部の省エネ改修				
	躯体の省エネ改修				
	高断熱浴槽				
	電気ヒートポンプ				
	潜熱回収型ガス給湯暖房機				
	潜熱回収型石油式給湯暖房機				
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機				
	コージェネレーション設備				
	H E M S				
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン				
	節水型トイレ				
その他 ()					
合 計					

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)変更等承認申請書

年 月 日

幕別町長 様

住 所

氏 名

(申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。)

電話番号

年 月 日付け 第 号指令で補助金の交付決定を受けた幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)について、申請内容を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容(該当する方の□のいずれか一つにチェックをつけてください。)

- 交付決定額の変更
- 補助金の内容の変更
- 交付対象事業の中止・廃止

2 変更理由

--

3 補助金交付決定額

事業区分	補助金交付決定額
	金 円
合 計	金 円

※対象設備等を複数申請している場合は、事業区分ごとに補助金交付決定額を記入してください。

4 変更後の補助金申請額

事業区分	補助金申請額
	金 円
合 計	金 円

※対象設備等を複数申請している場合は、事業区分ごとに補助金申請額を記入してください。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）繰越承認申請書

年 月 日

幕別町長 様

住 所

氏 名

（申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

年 月 日付け 第 号指令で補助金の交付決定を受けた幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）について、次のとおり次年度に繰越したいので申請します。

記

1 繰越理由

--

2 事業の完了（設置）予定日

変更前	変更後
年 月 日	年 月 日

3 補助金交付決定額

事業区分	補助金交付決定額
	金 円
合 計	金 円

※対象設備等を複数申請している場合は、事業区分ごとに補助金交付決定額を記入してください。

4 繰越額

事業区分	繰越額
	金 円
合 計	金 円

※繰越となる事業が複数ある場合は、事業区分ごとに繰越額を記入してください。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

幕別町長 印

年 月 日付けで申請のあった幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱第8条に規定する変更等について、次のとおり承認したので通知します。

変更承認内容	変更前補助金交付決定額 金 円
	変更後補助金交付決定額 金 円
	<input type="checkbox"/> 交付決定額の変更を承認する。
	<input type="checkbox"/> 補助金の内容の変更を承認する。
	<input type="checkbox"/> 交付対象事業の中止・廃止を承認する。
	<input type="checkbox"/> 交付対象事業を翌年度に繰り越すことを承認する。

【変更後補助金交付決定内訳】

単位：円（税込）

住宅の所有形態		戸建住宅	賃貸住宅	その他	
申請区分		北方型住宅Z E R O	性能向上リフォーム	太陽光発電システム	その他 ()
事業区分		事業費	補助対象経費	補助金交付決定額	備 考
新築	北方型住宅Z E R O				
	太陽光発電システム (新規設置)				
改修 (再エネ)	太陽光発電				
	定置用蓄電池				
	太陽光発電システム (太陽光設備既設)				
	定置用蓄電池				
改修 (省エネ)	開口部の省エネ改修				
	躯体の省エネ改修				
	高断熱浴槽				
	電気ヒートポンプ				
	潜熱回収型ガス給湯暖房機				
	潜熱回収型石油式給湯暖房機				
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機				
	コージェネレーション設備				
	H E M S				
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン				
	節水型トイレ				
その他 ()					
合 計					

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）実績報告書

年 月 日

幕別町長 様

住 所
 氏 名

（申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

年 月 日付け 第 号指令で交付決定を受けた対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

単位：円（税込）

事業区分		事業費	補助対象経費	補助金交付決定額	設置等完了年月日
新築	北方型住宅ZERO				
	太陽光発電システム （新規設置）				
改修 （再エネ）	太陽光発電				
	定置用蓄電池				
	太陽光発電システム （太陽光設備既設）				
	定置用蓄電池				
改修 （省エネ）	開口部の省エネ改修				
	躯体の省エネ改修				
	高断熱浴槽				
	電気ヒートポンプ				
	潜熱回収型ガス給湯暖房機				
	潜熱回収型石油式給湯暖房機				
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機				
	コージェネレーション設備				
	HEMS				
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン				
	節水型トイレ				
その他 （ ）					
合 計					

【補助金確定額内訳】

単位：円（税込）

住宅の所有形態		戸建住宅	賃貸住宅	その他	
申請区分		北方型住宅Z E R O	性能向上リフォーム	太陽光発電システム	その他 ()
事業区分		事業費	補助対象経費	補助金確定額	備 考
新築	北方型住宅Z E R O				
	太陽光発電システム (新規設置)				
改修 (再エネ)	太陽光発電				
	定置用蓄電池				
	太陽光発電システム (太陽光設備既設)				
	定置用蓄電池				
改修 (省エネ)	開口部の省エネ改修				
	躯体の省エネ改修				
	高断熱浴槽				
	電気ヒートポンプ				
	潜熱回収型ガス給湯暖房機				
	潜熱回収型石油式給湯暖房機				
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機				
	コージェネレーション設備				
	H E M S				
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン				
	節水型トイレ				
その他 ()					
合 計					

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）取消通知書

第 年 月 日
号

様

幕別町長 印

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）補助金交付要綱第14条の規定により、 年 月 日 第 号指令で決定した幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 取消した事業区分

2 取消しの理由

3 補助金交付決定額（確定額） 金 円

4 補助金取消額 金 円

この内容に対し不服のある場合は、決定の通知を受けた日から10日以内に、書面をもって不服を申し出ることができます。

【補助金取消額内訳】

単位：円（税込）

住宅の所有形態		戸建住宅	賃貸住宅	その他	
申請区分		北方型住宅ZERO	性能向上リフォーム	太陽光発電システム	その他 ()
事業区分		事業費	補助対象経費	補助金交付決定額 (確定額)	補助金取消額
新築	北方型住宅ZERO				
改修 (再エネ)	太陽光発電システム (新規設置)				
	太陽光発電				
	定置用蓄電池				
	太陽光発電システム (太陽光設備既設)				
	定置用蓄電池				
改修 (省エネ)	開口部の省エネ改修				
	躯体の省エネ改修				
	高断熱浴槽				
	電気ヒートポンプ				
	潜熱回収型ガス給湯暖房機				
	潜熱回収型石油式給湯暖房機				
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機				
	コージェネレーション設備				
	H E M S				
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン				
	節水型トイレ				
	その他 ()				
合 計					

様式第10号（第16条関係）
様式第10号（第18条関係）

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）申請等に関する委任状

年 月 日

幕別町長 様

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱第18条の規定に基づき、次のとおり申請者から委任を受けたので報告します。

【受任者】

住 所

事業者名

担 当 者

（受任者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

私は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱第18条の規定を理解し、上記受任者に手続きを代行することを承諾します。

【委任者（申請者）】

住 所

氏 名

（申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

住民基本台帳に関する調査及び町税等納入調査同意書

年 月 日

幕別町長 様

住 所

氏 名

(申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。)

電話番号

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(住まいのゼロカーボン化推進事業)の交付申請に当たり、次の項目を調査することについて、同意します。

記

- 1 申請者及び同居世帯員の住民基本台帳に関する調査
- 2 申請者及び同居世帯員の町税(町が徴収する税、使用料)等の納入状況に関する調査

【町記入欄】

○住民基本台帳

居住する住所:

確認年月日: 年 月 日、確認者:

○町税等納入状況(該当する方の□にチェックをつけてください。)

申請日現在、申請者及び同居世帯員に

滞納なし

滞納あり(対象となる町税等: 、滞納額: 円)

確認年月日: 年 月 日、確認者: